

I. 反対尋問

1. 検察側が主張している「法感情」とはそもそもどのようなものか。
2. 過失犯のような事例でも「法感情に反する」といえるのか。
3. A説を採用する根拠は、B説及びC説では妥当な結果を導けないということのみと考えてよいか。
4. 検察側はこの判例の立場はA説に近いものであると考えているということか。

II. 学説の検討

1. まず、C説(結果回避可能説)については検察側と同様の理由で採用しない。
2. 次にA説(条件関係修正説)について検討する。

A説は、結果の妥当性のみを根拠としており、他に何ら理論的根拠を有しないものであり便宜的にすぎる。¹

また、A説によれば、行為者が被害者の心臓を打ち抜いたが、同時に被害者の身体に落雷があったという場合で、どちらが死因となったか確定できない時でも、因果関係を認める結論となり、必ずしも妥当な結果を図れるとはいえない。このようにA説によれば被告と何ら関わりのない結果にまで条件関係を認めてしまう可能性があり、刑法の人権保障機能を害することになる。²

やはり、「疑わしきは被告人の利益に」という刑法の大原則は厳格に遵守されるべきであり、明確な条件関係が認められない限り罰しないという結論は何ら不当ではない。したがって、条件関係の修正は否定されるべきである。
3. よって、弁護側はB説(条件関係修正否定説)を採用する。

III. 本問の検討

- X及びYに業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立するか。
1. 検察側と同様の理由でX及びYの行為にはそれぞれ業務上過失致死罪の実行行為性が認められる。
 2. そしてAの死亡という結果も発生している。
 3. では、因果関係はあるか。まず、条件関係の存否を検討する。弁護側はB説を採用するため、「あれなければこれなし」という公式をそのまま当てはめ検討する。本問ではX及びYのいずれかが劇薬を支給しなかったとしてもAの死亡という結果は発生していたといえる。よって、X及びYの各自の行為とAの死という結果の間には条件関係は認められない。よって、因果関係も否定される。
 4. したがって、X及びYには業務上過失致死罪は成立しない。同罪には未遂規定もないためX及びYは何ら罪責を負わない。

IV. 結論

X及びYは何ら罪責を負わない。

以上

¹西田典之『刑法総論〔第2版〕』(弘文堂,2010年)96頁。

²井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣,2008年)123頁。